

大学令と大学昇格基金問題

— 私立の大学昇格基金調達過程の検討 —

秋 谷 紀 男

はじめに

日清・日露戦後、日本の近代的産業の発展は極めて顕著であった。これにともない近代的産業を担う人材需要も活発化した。明治三三年に大学、高工卒の技術者を一〇人以上雇用していた企業は一六社にすぎなかったが、明治四三年には四七社に増加した¹⁾。これは明治後期以降において技術系の人材需要が高かったことをよく示している。一方、この時期には企業の集中・合併も進展した。三重紡績による尾張、名古屋、西成、桑名、知多紡

績の合併、日本、札幌、大阪三大麦酒会社の合同による大日本麦酒の設立などはその代表的なものである。こうした大企業の成立は従来とは異なる経営方法、たとえば経営組織・経営管理などのマネジメント全般にわたる再編成を強く求める風潮を生んだ。この企業側の要請から、人材育成を担う大学側では技術系人材のみならず大企業にも対応できる文科系学生の急速な育成が必要となってきたのである。

ところが、明治時代に設立された大学といえは東京帝大（一九年）、京都帝大（三〇年）、東北帝大（四〇年）、九州帝大（四三年）の四帝大にすぎず、産業界を担う人

材供給という点では不十分との声が高まってきた。一方、文部省直轄学校（官立医学専門学校など）や専門学校として認可されていた私学の中には大学としての規模・設備を整えるまでに拡大してきたところも少なくなかった。こうした声に応え文部省は大正二年に教育調査会を設置し、各種の大学立案の審議を開始した。この教育調査会は保守派・進歩派の対立から何ら成果を生みまじりて廃止されたが、大正六年九月に臨時教育會議が設置され、翌七年一月六日に大学令は公布、八年四月一日から施行されたのである。

この大学令によって、官立大学のほかに公立・私立大学が認められ、また総合大学のほかに単科大学も設置できることとなった。しかし、大学昇格の基準として一定額の基本財産の供託、専任教員の確保、基本的設備（図書館、図書）の整備など厳しい条件を課すことになった。とくに、基本財産の供託は各私学にとって、極めて困難をとめない、各私学ともさまざまな募金活動を実施して供託金の調達を行なったのである。本稿では、専門学校から大学昇格を求めた私学の供託金調達活動に焦点

をあて、各私学によってどのような運動が展開されたのかを各大学の『大学史』によって比較検討し、その特徴を明らかにしたいと考えている。まず、本論に入る前に大学令に盛り込まれた基本財産の供託についてみることにしよう。

一 大学令と基本財産の供託

大学令⁽²⁾に盛り込まれた基本財産の供託に関する項目は次のとおりである。

- 第六条 私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ学校経営ノミヲ目的トスル財団法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第七条 前条ノ財団法人ハ大学ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス 基本財産中前項ニ該当スルモノハ現金又ハ国債証券其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券トシテ之ヲ供託スヘシ
- これによって、大学昇格実現のためには財団法人組織

とし、大学を維持するに十分な基本財産を有し、これを現金または有価証券として供託することが義務づけられたのである。さらに、「大学設立認可内規」によって供託金の金額が定められ、一学部⁽¹⁾の設置につき五〇万円以上、学部を一学部増加することは一〇万円以上をプラスすることとなった。しかも、基本財産は少なくとも総額の二分の一以上を即時供託し、残金は確実な収入の見込みある場合に限り次年度以降三か年以内の分割供託を認めるという内容であった。こうした厳しい設置基準は大学の経営基盤を強固なものとし、一方で大学の乱立を押さえるものではあったが、私立専門学校にとっては設置基準を満たす供託金の募集は容易なことではなかった。

私学に対する厳しい設置基準に対して、日本弁護士会特別委員二〇人は大学令施行後まもない大正八年四月七日に大学令施行の緩和を求める建議を行なった。この建議は私学出身の弁護士が全面に出て行ない、明治大学関係者も猪股淇清、播磨辰治郎、鶴沢聡明、天野敬一、青木徹二の五人が含まれていた。したがって、この建議には私学の立場が明確に打ち出された。これによると、明

治以来欧米の学術を輸入し新進の知識の啓発に努めてきた私立専門学校（日本、法政、中央、早稲田、慶應、明治、専修等）は各校独自の歴史と特色を有し、多くの卒業生を輩出して強固なる基盤を形成している。大学とは学術の蘊奥を研究し人材を陶冶することに目的があり、営利事業ではない。銀行や保険会社にたいする保証金・積立金より一層過重多額な金銭的負担を課すことには大いに問題がある。ゆえに、既設大学に対しては供託金額の緩和、専任教授の任設、学生定員の制限について適宜斟酌を加えてほしい、という内容であった。

各私学を代表する関係者の努力により、大学令の施行段階において供託金ならびに専任教授の整備については六カ年程度の分割および猶予が実現されることとなった。これをうけて、各私立専門学校では大学昇格のための準備が実施に移されるのである。

二 大学昇格運動の動向と特徴

主要大学の大学昇格の状況（第1表）によれば、昇格

第1表 主要大学における昇格前後の学部・学科構成

大学名	昇格申請年月	昇格認可年月	学部・学科構成	
			認可前	認可後
慶応義塾	大正8年8月	大正9年2月	文学科, 法律科, 理財科	文学部(文学科, 哲学科, 史学科), 経済学部, 法学部(法律学科, 政治学科), 医学部
早稲田	8 9	9 2	政治経済学科, 法学科, 商科, 理工学科, 文学科	政治経済学部(政治学科, 経済学科), 法学部, 商学部, 理工学部, 文学部
同志社	8 10	9 4	英文科, 経済科, 神学科	文学部(英学科, 神学科), 法学部(政治科, 経済科)
法政	8 10	9 4	法律科, 政治科	法学部(法律学科, 政治学科), 経済学部(経済科, 商学科)
明治	8 10	9 4	法科, 商科, 政治経済科	法学部(法律科, 政治科), 商学部
中央	8 12	9 4	法律科, 経済科, 商科	法学部, 経済学部, 商学部
日本	9 3	9 4	法律科, 政治科, 商科	法文学部(法律科, 政治科, 宗教科, 社会科, 美学科), 商学部(商科)
国学院		9 4	国文科	文学部(道義学科, 国史学科, 国文学科)
専修	9 11	11 5	経済科, 法律科, 商業科	経済学部(経済科), 法学部
立教		11 5	文科, 商科	文学部(宗教学科, 哲学科, 英文学科), 商学部
立命館		11 6	法律科, 経済科	法学部(法律科, 経済科)
関西	10 2	11 6	法律科, 経済科, 商業科	法学部(法律学科, 政治学科), 商学部
東洋協会(拓殖)	9 11	11 6	(法律, 経済, 殖民コース)	(商科, 拓殖科コース)

(注) 加藤隆「『大学令』と明治大学—政治経済学部の軌跡—」(明治大学『政経論叢』第53巻第4・5・6号, 昭和60年4月, 所収)による。

申請日からみて、もっとも早い申請は慶應義塾の大正八年八月、ついで早稲田大学の同年九月であった。両大学は大正九年二月五日に昇格認可をうけ、他の私立大学の先駆けとなった。大正八年一〇月には同志社、法政、明治などが申請を行ない、大正九年四月一五日にこの三大学に加え中央、日本、國學院の六校が認可を受けた。この後、大学昇格が実現するのは専修、立教、立命館、関西大学などであるが、これらはいずれも大正一一年以降の認可であった。このように主要大学の大学昇格は認可年月によって三類型に分けることができるであろう。第一は、大正九年二月に認可を果たした慶應義塾と早稲田。第二は大正九年四月に認可された同志社、法政、明治、中央、日本、國學院の六大学。そして第三は明治一一年以降に認可された専修、立教、立命館、関西などの大学である。ここでは、大学昇格認可年月によって三類型に分け、それぞれの昇格運動の特徴を追ってみることにしよう。

(a) 第一類型

まず、慶應義塾⁽⁴⁾では認可前は文学科、法律科、理財科の三学科であったが、大学昇格後は文学部、経済学部、法学部、医学部の四学部⁽⁴⁾に拡張した。四学部であるから供託金は八〇万円になる。四学部は早稲田大学の五学部⁽⁵⁾に続く多学部設置といえようが、『慶應義塾百年史』には供託金募集に関する詳細な記述はない。同大学の政財界との太いパイプ、そして三田会による高い集金力などによって昇格基金調達は迅速かつ容易に進み、早期大学昇格が実現できたのであろう。

慶應義塾と同様政財界との関連も深く、しかも校友会組織の堅固であった早稲田⁽⁵⁾の場合はどうであろうか。早稲田では政治経済学部、法学部、商学部、理工学部、文学部の五学部が設置されたが、このための供託金は九〇万円に上った。このほかに、高等学院の新築費・設備費などが加算され、大学昇格に当たって必要とされた資金は一五〇万円が見込まれた。早稲田では大学令公布の一カ月後の大正八年一月から理事田中穂積が中心となって大学基金寄付活動が展開された。大正九年四月末日までに大学基金の応募者は百三十名、金額は一〇一万八九八

○円に達し、昇格準備は着々と進められた。同大学では従来から第一期基金（明治三四年〜四二年八月）、第二期基金（明治四年一〇月〜大正八年八月）、御大典記念事業資金（大正四年一〇月〜八年八月）の三度にわたって基金募集を行なってきた実績がある。同大学の大正九年三月末日現在の資産は三五万三八三五円余に達し、また第一期・第二期基金（払込額）、御大典記念事業資金（申込額）、大学基金（申込額）を合計すると二五六万二六二九円余に及んでいる。この資産の七〇％は一般からの募金によって調達されたといわれるが、調達力の強さには大隈重信の力によるところ大である。その一例は、御大典記念事業資金募集に際して、募金額の増額を大隈総長宅で開催された実業家招待会の席上で発表したことなどに表われている。このように早稲田大学の昇格基金は、大隈個人のカリスマ的要素に加え、大学を取り巻く実業者集団および校友会の結団力などによって迅速に調達できたといっても過言ではないだろう。慶應にしても早稲田にしても福沢、大隈という資金調達力をもつ人物の存在を無視することはできないのである。

（b）第二類型

さて、慶應・早稲田から遅れて昇格を果たした大学の場合はどうであろうか。まず、同志社大学からみてみることにしよう。同志社では大正八年一月に安部磯雄、麻生正蔵、山本美越乃の三人を大学令調査委員に任命して大学昇格準備が開始された。同年三月の『同志社時報』（第一六二号）には「大学令適用の前途」という論説の中で「我が同志社は実力―特に基本金と専任教授―に於て相当自信あるも油断は大敵、臨機処変の戒心なかるべからず」と述べられ、供託金にはあまり心配がない様子を示している。ところが大正九年一月一七日の「定期理事會決議録」によれば、当時同志社の資本は五九万円を越えているが、同志社中学と同志社女学校の資本一四万円を除外すると十分ではなく、残りは寄付金に求める対策が立てられている。当初、同大学では法学部と文学部に加え、高等学校高等科の設立を計画していた。しかし、高等学校高等科の設立には五〇万円の供託金が必要であり、学部供託金六〇万円を合計すると一一〇万円に

達してしまふ。そこで、高等学校高等學校高等科の設置

は断念し、二学部だけの申請となつた。同志社では、供託金として米國に起こつた各派連合世界運動 (Inter-church World Movement) 本部からの寄付 (三〇〇万円) に期待したが失敗に終わり、結局校友や学生からの寄付に依存することとした。ただし、文部省からの指示によつて供託金の不足分十数万円については所有有価証券の中から提供し、第五、六年目の供託金は土地家屋の売却代金を当てたのである。さらに同大学はキリスト教主義をもつて徳育としたところから、昇格審査の段階で「國家思想ノ涵養」に抵触するのではないかという文部省のクレームもつた。これについては当局に了解を求め解決できたが、前述の私立大学補助基金の交付が得られないという結果を生んだ。キリスト教系大学の場合、比較的財政的余裕のあつた大学も多く、立教大学⁽⁷⁾のように宗教団体 (アメリカ聖公会伝導局) からの寄付金によつて大学昇格を果たしたところもみうけられる。しかし、同志社のように資金が基本的には不足していないが、自前で供託金募金を展開しなければならなかつたと

ころも少なくなかつたのである。

大正九年四月の認可大学のうち、同志社大学を除く五校は非ミッション系の大学であつたが、これらは認可申請にあつてミッション系大学とは違つた様相を示した。日本大学⁽⁸⁾では、大正八年五月一五日の春季評議員総会の席上で日本大学大学令に準拠した大学に昇格し、そのための基金は校友その他の有志者より募集することを決定し、昇格準備に入つた。五月一九日には臨時校友大会を開催し、校友一般の基金は一口百円、年賦もしくは月賦にて五年間に払い込み、校友は一口以上を引き受けることを決議した。基金募集の円滑化のため、基金委員を学長が選任し、基金委員が中心となつて募金活動を展開した。

日本大学では従来の法律科、政治科、商科の三学科を大学令のもとで法文学部と商学部⁽⁹⁾の二学部体制として申請を行なつた。したがつて、供託金は六〇万円が必要となるわけである。同校では、百万円基金募集計画を立て、校友五千名と一般篤志家および校友中の有志者から五〇万円づつ募集しようとした。この百万円のうち六〇

万円は供託金に、残りの四〇万円は施設費に当てるものとした。同校では明治四〇年四月に校舎改築と図書館建設のために基金募集を行なったが、目標額を達成できず、また大正七年四月の三〇周年記念事業としての大校舎建築に際しても募金募集は不調であった。こうした体質のもとでの大学昇格基金募集は困難が予想された。その対策として、醸金、寄付を問わず現金の払い込みを終了したものには次のような待遇を与えている。

①金百円以上木盃一個を贈呈、百円以下の者あるときは記念品贈呈、校友以外の寄付者には事情により本
大学校友に推薦。

②金千円以上銀盃一個贈呈、校友以外の寄付者については本
大学校友に推薦。

③金三千円以上銀盃一組贈呈、校友以外の寄付者については本
大学校友に推薦。

④金五千円以上金盃一個贈呈、ならびに本大学維持員
に推挙。

⑤金一万円以上金盃一組贈呈、ならびに本大学維持員
に推挙。

こうした待遇の効果については明確ではないが、基金募集は不活発であり、校舎・図書館・研究室の不備と財源の不安定さから昇格は遅れるかの噂も飛びかったほどである。一方、学生側では大正九年二月に学生大会を開催し「我等学生は本大学の大大的発展を図り、その達成を期し、其の計画に賛す」という決議文まで出している。また、大学予科でも校友会が開催され、大学昇格のために校友会全員が賛助員となることが決議された。しかし、実際の募金は申し込みには応じるが実際の払い込みは不調という状況だった。結局、当時の理事鈴木喜三郎が東洋拓殖株式会社と富士瓦斯紡績株式会社の社債券一〇万五千円を寄付金が集まるまで立て替えるという形で第一回の供託金を納付したのである。

つぎに明治大学の事例をみると、大学昇格にむけての明治大学当局の動きは早く、大正七年一二月には大学協賛機関たる明治大学協議委員会が設置された。また、大学令第六条により私立大学は財団法人たることが必要となったため、大正八年二月二〇日に寄付行為の改正を行った。さらに、準備事務室の設置、明治大学規成委員会

の新設を行なって協力金等の基金募集の準備も着々と進めた。

一方、大学昇格を求める学生・校友達の運動も活発化した。まず、大正七年一月一日に在学生の半数にあたる三千人を集めて学生大会が開催された。二二日には全国校友大会が開催され、一二〇〇人を集めた。この校友大会の席上、木下校長は「新大学令の発布は実に学界一転身の時期にして教育のため慶すべき事なるも本令に依りて大学たらんとするには前述幾多の困難あるに付一層校友諸君と意思を疎通し相助けて此難関を通過せざる可らず」と述べ、大学昇格の困難と校友への協力要請を訴えかけたのである。この両大会では、明治大学を大学に昇格させること、そのために大学基本金一五〇万円の募集を開始することが決定された。⁽⁹⁾

この一五〇万円の寄付募集計画は、翌八年から開始された。これは全額のうち一〇〇万円は本学出身者八三〇人のうちから、千円（三〇〇人）、五〇〇円（五〇〇人）、六〇円（七五〇〇人）に分けて募集することとした。また学生父兄よりの寄付は、一人四〇円ずつ五千人

から募集し、残りの三〇万円を一般より募集することになった。⁽¹⁰⁾ この計画によれば、大正九年からの一五年間で

一六一万五三〇五円の寄付を集め、このうち一割が未収となることを予想して一四五万三七七四円四〇銭が実際に払い込まれる予想が立てられたのである。⁽¹¹⁾ むろんこの金額はあくまでも予想金額であり、従来の基金寄付の実態を勘案すれば実現は極めて難しいと思われた。明治大学では明治三五年一月から基金寄付を開始しているが、このいわゆる旧基金は大正八年八月までに二九万二八九六円の申し込みを受けた。しかし、未収金額は申し込み金額の三七・八%にあたる一一万七二五円にも達した。大学昇格を目指した新基金募集では、大正八年二月から一月二二日まで三〇万三二四八円四五銭が申し込まれたが、実際の払い込み金額は二万一九八四円三五銭で、申し込み金額のわずか七・三%にしか過ぎなかったのである。⁽¹²⁾ それでも、基金募集は大正九年二月頃までに新基金申込額三八万九七一円九五銭、旧基金申込額一一万七二二四円七四銭となり、有価証券一〇万円、定期預金五万円を加えると合計六四万九八八六円に達し、

供託金六〇万円の日目標額には一応達することができた。⁽¹³⁾

基金募集が不調の中で、明治大学の大学昇格のための準備作業は着々と進んだ。大正八年一月二十八日、明治大学の設立認可書類は東京府庁を経由して文部大臣に提出された。この認可書類提出は、慶應義塾（大正八年八月八日）、早稲田（同年九月一〇日）、同志社（同年九月二五日）、法政（同年一〇月一〇日）に次いで五番目であった。この認可書類によれば、学部は法学部と商学部の二学部体制とし、法学部には法律学科と政治学科の二学科が置かれた。当時、明治大学予科には法科・商科・政治経済科の三科が置かれていたが、基金募集の不調さから二学部への縮小を余儀なくされたのである。⁽¹⁴⁾

大正九年四月一五日、明治大学の大学昇格が認可された。この時、同志社、法政、中央、日本、國學院の五大学も認可を受けた。二月五日に認可された慶應、早稲田に遅れること約二か月であった。期間的には僅かな二か月ではあったが、昇格運動の実態という観点からみれば大きな二か月を意味していよう。木下校長も「学況報告」のなかで「只本大学の申請が慶應早稲田両大学と時

を同ふすることを得ずして一期後れましたのは甚だ遺憾でありましたが之れには校舎の設備其他の關係がありましたため急に申請を致すことが出来ず遂に第二期になりましたのであります⁽¹⁵⁾」と述べ、基金募集の不調さから生じた昇格運動の遅れを悔やんでいる様子が如実にあらわれている。

大正九年四月二〇日、明治大学では新大学令による最初の入学式が挙行された。この席上、木下校長は校長訓辞の中で大学令第一条に應えるべく、大学教育は実にご尚な理想と遠大なる目的を有し、学問研究と人物養成を二大要綱とし、とくに道徳・徳育を重んずべきであると強調した。⁽¹⁶⁾これは、大学教育がしだいに国家権力の統制下におかれる前兆を示すものとして興味深いが、その一方ではこれ以降、大学側が供託金の納付に悩まされるという現象が継続することになった。明治大学の大正一年三月末現在の新基金払込み額は八万六四三四円一四銭にしか達しておらず、これは大正九年二月二一日現在の新基金申し込額の約一八％にしか満たなかった。さらに、この時点での収入額二八万五九四一円五二銭に対

し、未収額は収入額の実に三倍にも及んだのである。⁽¹⁷⁾ もちろん、大学当局および校友会でも積極的な募金募集運動を展開したが、その成果は芳しいものではなかった。

以上のように、日本大学や明治大学の事例は、大学昇格を早期に実現しようとする大学側・学生側の熱意は高かったが、実際の基金募集はかなりの困難を伴ったというパターンであり、慶應・早稲田とは昇格運動の質を異にしているといえよう。また、中央大学⁽¹⁸⁾では一校友が募金額の約三五%にあたる二五万円を寄付し、明治大学でも基金募集に際して三井八郎衛門や住友吉左衛門、三菱合資会社、台湾銀行からの払込額は全基金のうちでも高いウエイトを占めた。つまり第二グループの各大学では昇格運動の高まりと基金募集の活発化が同時進行しなかったという特徴を持つといえるだろう。

(c) 第三類型

昇格認可が大正一一年まで遅れた大学の昇格運動はどろであつたらうか。専修大学⁽¹⁹⁾を事例に見てみよう。専修では都内の主要専門学校が大学昇格運動を展開する中

で、当初は昇格を見送る姿勢にあつた。同大学は創立以来「確実なる下士官の養成所で、将校の養成所に非ず」というのが創立者田尻稻次郎、相馬永胤など大学当局者の考えであつた。大正九年二月に開催された専修大学社員総会での決議事項には、大学昇格に関して、「今後時期ヲ見テ財団法人トスルコト」、「今後時期ヲ見テ新大学ニ基キ大学ニ昇格ノ申請ヲ為スコト」という消極的見解が打ち出されている。一方、学生たちは大正九年六月に「昇格速成同盟会」を組織し、在学生および校友の結束を呼びかけた。六月二八日に開催された第一回促進大会では、目的達成のために同日からの同盟休校を決議し、実行した。さらに、七月七日の第二回促進大会では学生各自五〇円以上五〇〇円以内の基本金申し込みをすることを決め、地方募集も活発化させた。同盟休校に危機感をもった大学側は、七月一〇日に大正一〇年三月をめぐりに大学昇格を図ることを盛り込んだ学長声明を発表した。学生は六月二八日以来の同盟休校を解き、専修大学の大学昇格運動は大学側・学生側のコンセンサスのもとに展開されることとなつた。

専修大学では大正九年一月に昇格申請を行い、翌年春には認可が得られるであろうと期待した。これまでの大学昇格までに要する期間は、六か月以内がほとんどであったからである。しかし、認可が得られるのは大正一年五月であり、申請より一八か月を要したのである。

この間、相馬学長は一〇年二月に「大学昇格ノ儀至急詮議方申請ノ件」を文部大臣に提出して、早期昇格を要請した。大正一年五月二五日、専修大学は大学昇格を実現するが、この時の認可条件につきの五項目が示された。

- (一) 優良専任教員の充実に努めること。
- (二) 認可後六か年以内に学部的主要学科目担任教員の半数以上は専任教員とすること。
- (三) 認可後二年以内に欧米各国中二か国語の専門科目に関する書物を二千部以上備えること。
- (四) 大学設立に伴い計画した施設は、実行後即時報告すること。

- (五) 以上に関して計画変更の必要性を生じた時には文部省の承認を受けること。

この認可条件から、専修大学の昇格に関しては教員の整備・図書の充実・施設の整備などに問題があったことがわかる。専修大学と同時に認可された立教大学の場合も、認可条件として教員の整備と図書の充実の二項目が提示されている。もちろん、設置基準については各大学とも苦慮したが、第三類型の大学では第一・第二類型以上にこの問題が深刻であったと考えられる。また、専修大学では新校舎建築と図書館の整備として二四万円余の支出計画があり、この資金計画に危惧が抱かれていたのかもしれない。実際、基金募集も難航し、第一回供託金十万円は相馬学長から借入し、返済は理事・幹事・本校外身の評議員の協同責任という形式をとったのである。いずれにしても、専修大学にみる大学昇格運動は昇格運動の遅れに加え、基金募集の難航ならびに財政基盤の脆弱性のゆえに認可までに相当の困難を伴った事例である。

むすびにかえて

大正八年四月から施行された大学令によって、私立大学は大正九年八校、一〇年一校、一一年七校と増加してきた。本稿では、この三か年を中心として私立専門学校から大学への昇格運動を展開してきたいくつかの大学を事例として、三類型に分けてその運動の進展と供託金問題に焦点を絞って比較検討してきた。その結果、大学昇格認可時期から分けた三類型は、大学昇格運動とその進展状況において、それぞれの特徴を有していることが明らかになった。その特徴を類型ごとにまとめてみると次のようになる。

〔第一類型〕

もっとも早く認可された慶應大学と早稲田大学の両大学では、昇格運動に関しても他大学に率先して行なわれ、昇格申請および認可は迅速に展開された。この背景には両校が創立以来、政財界へ送り出してきた人材の優

位性、換言すればかれらの政治的経済的バックアップの力が甚大であったことが大きく寄与したことは間違いない。この人材のバックアップに加え、全国に張りめぐらされた校友会組織の集金力が基金募集でものをいったといえよう。また、両大学創立者のカリスマ性が大学昇格基金募集にあたって、目に見えない集金力となったことも見逃すことはできない。

〔第二類型〕

この類型に属する大学は、第一類型の両大学と同様に大学令公布当初から大学昇格を望み、また昇格運動も早慶両校に劣らず早かったといえる。しかし、昇格基金募集において不活発であり、全国校友会を巻き込んでの基金募集も不調であった。また、財政基盤もあまり堅固とは言えず、大学昇格に当たって施設などについて文部省から数々のクレームがつけられることにもなった。また、カリスマ性をもつ学校関係者の欠如という面でも共通していた。この類型に属する大学では、昇格運動と基金募集の盛り上がりが同時進行できなかったという意味

で、第一類型と比較して認可までに時間がかかったといえよう。

〔第三類型〕

この類型に属する大学は、大学令公布当初からは大学昇格を求めず、専門学校として実学重視の立場を踏襲したという特徴がある。しかし、全国的な大学昇格運動の盛り上がりの中で、学生・校友などが積極的に大学昇格を求める気運が高まり、大学当局も大学昇格運動を展開していった。つまり、この類型の諸大学は、大学昇格を果たした他大学の様子をみた後で、運動を展開していったのである。しかも、大学昇格基金募集では第二類型と同様、思うように募金が集まらず、また専任教員や設備充実の面では第二類型以上に困難を生じ大学昇格までにかなりの年月を費やすことにもなった。

以上のように、大学令によって大学昇格を果たした大学は、大学令に盛り込まれた大学設置基準を満たさねばならず、学生・校友をまき込んだ基金募集を積極的に推

し進めねばならなかった。また、大学昇格以後も施設の充実などの課題に取り組まねばならなかった。こうしたなかで、各大学では大学昇格後に授業料などの値上げを断行した。同志社大学⁽²⁰⁾では、大正七年に四五円であった大学本科の授業料を、その後数年間、毎年一〇円前後値上げし、さらに大正一〇年に八〇円、一五年には一一〇円と大幅にアップした。慶應大学⁽²¹⁾では、大学昇格とともに各学部の授業料を八五円に改定した。また、明治大学⁽²²⁾でも大学昇格とともに各学部の授業料を七一円五〇銭から九〇円に値上げした。大正八年二月の時点では五五円であったから、約二倍近い値上げが行われたのである。大学令により大学は専任教員の整備、施設充実を図らなければならなかったが、その財源は学生の授業料値上げという手段によって解決しなければならず、大学昇格後も財政難は容易に解消しなかったのである。

また大学令は、大学に昇格しようとする専門学校に対して帝国大学の水準を目標とさせ、このための基盤整備を強く要請した。供託金の納付などは堅固な大学を求めた現れといえようが、一面ではカリキュラム編成におい

ても文部省の干渉が入ることにもなり、私学の特徴を、だいに希薄化させる大学も少なくなかった。すなわち、従来実学重視であった私立専門学校は、アカデミニズムにより重点を置く私立大学へと変質することになったのである。これは、大学令以降の文科系大学が産業化の高度化に対して実践面に対応できないという大学の今日的課題の萌芽を生む端緒になったともいえよう。

【注】

- (1) 森川英正『日本経営史』（日本経済新聞社、昭和五六年）、九六頁。
- (2) 『官報』第一九〇三（大正七年二月六日）
- (3) 平田東助家文書（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (4) 『慶應義塾百年史』中巻（昭和三九年）、一四一―一六頁参照。
- (5) 『早稲田大学百年史』第二巻（昭和五六年）、一〇一―一〇七頁参照。
- (6) 『同志社百年史』第一巻（昭和五四年）、八二四―八八二頁参照。
- (7) 『立教学院百年史』（昭和四九年）、三〇四頁。
- (8) 『日本大学創業八十五年史』（昭和五二年）、二二〇―二三四頁参照。

(9) 『明治大学学報』第二八号（大正八年一月号）、六一―八頁。

(10) 「大学設立ニ関スル書類綴」其ノ一（自大正八年至昭和二年）、明治大学歴史編纂事務室所蔵、第一二二六号。

(11) 次頁表

(12) 前掲「大学設立ニ関スル書類綴」其の一。

(13) 次頁表

(14) 加藤隆「『大学令』と明治大学―政治経済学部の軌跡―」（明治大学『政経論叢』第五十三巻・第四・五・六号、昭和六〇年、所収）。

(15) 『明治大学学報』第四四号（大正九年五月号）、二二―三頁。

(16) 前掲『明治大学学報』第四四号、二頁。

(17) 「参考書」基金部、明治大学歴史編纂事務室所蔵、第六二八号。

(18) 『中央大学七十年史』（昭和三〇年）、一〇二頁以下参照。

(19) 『専修大学百年史』上巻（昭和五六年）、九八―一一〇九頁参照。

(20) 前掲『同志社百年史』、八三一頁、八四三―八四四頁。

(21) 前掲『慶應義塾百年史』中巻、四六頁。

(22) 『明治大学学則』（大正八年二月）、『明治大学学報』第四三号（大正九年四月号）。

〔注11〕

明治大学15か年総収入予算表

年 度	基金寄付額 (a)	基金寄付一割減 実収 (b)	普通収入額 (c)	基金利子 (d)	収入予算額 (c)+(d)=(e)	合 計 (b)+(e)
1	83,750.000	75,375.000	28,700.000	4,000.000	32,700.000	108,075.000
2	98,282.000	88,453.900	67,450.000	8,000.000	75,450.000	163,939.000
3	110,996.000	91,796.400	86,080.000	12,000.000	98,080.000	189,876.400
4	115,871.000	104,283.900	114,410.000	16,000.000	130,410.000	234,693.900
5	120,137.000	108,123.300	129,070.000	20,000.000	149,070.000	257,193.300
6	117,621.000	105,858.900	138,650.000	24,000.000	162,650.000	268,508.900
7	115,418.000	103,876.200	141,140.000	24,000.000	165,140.000	269,016.200
8	113,490.000	102,141.000	141,640.000	24,000.000	165,640.000	267,781.000
9	111,804.000	100,623.600	141,640.000	24,000.000	165,640.000	266,263.600
10	110,329.000	99,296.100	141,640.000	24,000.000	165,640.000	264,936.100
11	115,288.000	103,759.200	141,640.000	24,000.000	165,640.000	269,399.200
12	108,770.000	97,893.000	141,640.000	24,000.000	165,640.000	263,533.000
13	97,017.000	87,315.300	141,640.000	24,000.000	165,640.000	252,935.300
14	93,640.000	84,276.000	141,640.000	24,000.000	165,640.000	249,916.000
15	90,685.000	81,616.500	141,640.000	24,000.000	165,640.000	247,256.500

〔注〕 前掲「大学設立ニ関スル書類綴」(其ノ一)より作成。

〔注13〕

明治大学基金準備財産

年 月	期成基金申込額	(同収納済額)	旧明治大学維持基金申込額	有価証券	定期預金	申込額合計
T8.12	30万3,148円45銭	(2万1,984円35銭)	11万724円74銭	5万円		46万1,873円19銭
9. 2	38万9,171円95銭		11万724円74銭	10万円	5万円	64万9,896円69銭
3	48万6,671円95銭		4万6,472円			53万3,143円95銭

- 〔注〕 (1) 前掲「大学設立ニ関スル書類綴」(其ノ一)より作成。
 (2) 旧明治大学維持申込額は今後5年間に収入見込金額。ただし、T9.3はこのうち収入が確実な金額を計上したものである。
 (3) 年月は文部省へ提出時のもの。
 (4) 金額はすべて累計である。